

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中(6)の項を削り、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項から(10)の項までを1項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

(10) 住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--

別表第1に次のように加える。

教育委員会	(1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2市長の部(1)の款、(3)の款、(4)の款及び(5)の款に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部中(17)の款を削り、(18)の款を(17)の款とし、(19)の款から(21)の款までを1款ずつ繰り上げ、(22)の款及び(23)の款に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部中(22)の款を(21)の款とし、(23)の款を(22)の款とし、同部に次のように加える。

(23) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定め	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------------------

るもの	
(24) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(25) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(26) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 3 中

「

(1) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

(1) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報で

療に要する費用に ついての援助に関 する事務であって 規則で定めるもの		あつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

」

に改める。

別表第 3 に次のように加える。

教育委員会	(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
-------	---	----	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表
(現行)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
市長	(6) 軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
	(7) 障害者に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
	(8) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定に基づき本市が処理することとされた兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)に関する事務であつて規則で定めるもの
	(9) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であつて規則で定めるもの
	(10) 指定保育所保育料に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
	(3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6

で定めるもの	年法律第30号)による永住帰国旅費、自立 支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支 給に関する情報又は中国残留邦人等支援 給付等の支給に関する情報(以下「中国残 留邦人等支援給付等関係情報」という。)で あって規則で定めるもの
(5) 宝塚市福祉医療費の助成に関 する条例による医療費の助成に関 する事務であって規則で定めるも の	外国人生活保護関係情報であって規則で 定めるもの
(17) 軽・中度難聴児に対する補聴 器購入費等助成金の支給に関する 事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の 障害者関係情報であって規則で定めるも の 生活保護関係情報であって規則で定める もの 外国人生活保護関係情報であって規則で 定めるもの
(18) 障害者に対する住宅改造資金 助成金の支給に関する事務であつ て規則で定めるもの	
(19) 知事の権限に属する事務に係 る事務処理の特例に関する条例の 規定に基づき本市が処理すること とされた兵庫県心身障害者扶養共 済制度条例に関する事務であって 規則で定めるもの	
(20) 生活保護法による生活保護に 関する事務であって規則で定める もの	
(21) 生活に困窮する外国人に対す る生活保護に関する事務であって	

	規則で定めるもの	
	(22) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(23) 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	(1) 学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(改正案)

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
市長	
	(6) 障害者に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定に基づき本市が処理することとされた兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)に関する事務であって規則で定めるもの
	(8) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
	(9) 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
	(10) 住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	
		生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(5) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(17) 障害者に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(18) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定に基づき本市が処理することとされた兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に関する事務であって規則で定めるもの	
(19) 生活保護法による生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	

	(20) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(21) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(22) 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(23) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(24) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(25) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	(26) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	(1) 学校保健安全法	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	（昭和33年法律第56		

	号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものの		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

令和7年（2025年）8月18日

第7回都市経営会議資料

宝塚市個人番号の利用等に関する条例 の一部改正について（概要）

総務部 総務課

1 マイナンバー制度の概要

- ・ **マイナンバー制度の趣旨**

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野において、効率的に情報を管理し、国民の利便性向上と行政の効率化を同時に推進するために導入された。例えば、マイナンバーを使った行政機関等での情報連携により、市民が行う各種行政手続において、必要な添付書類を省略することが可能となる。

- ・ **マイナンバー条例の必要性**

マイナンバー条例を制定することにより、地方公共団体独自でマイナンバー情報を利用する事務（独自利用事務）を規定することや、同一地方公共団体内での情報の授受や同一地方公共団体内の他の機関との間での情報の連携が可能となる。

また、他の地方公共団体等との情報連携によりマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となる。

2 改正の経緯

(1) 地方公共団体情報システムの標準化に伴う条例改正

住民基本台帳、地方税等の情報システムについて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めている。システムの標準化に伴い、一元的に住登外者(住民登録はないが、事務処理に当たって記録しておく必要がある者)の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなったが、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため。

(2) 障害児に関する補装具費支給制度の所得制限の撤廃に伴う条例改正

内閣府のこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、「補装具については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する」（抜粋）こととされた。このことを受けて、兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱及び実施要領に規定されている所得制限についても、障害の程度により所得制限が異なることは不合理であることから、国の動きに準拠して、撤廃することとして一部改正(令和6年4月1日)されたため。

3 改正内容

(1) 地方公共団体情報システムの標準化に伴う条例改正

独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加する。

→【別表第1 関係】

特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加する。

→【別表第2・別表第3 関係】

(2) 障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃に伴う条例改正

独自利用事務として、個人番号を利用する必要がなくなったため軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等助成金の支給に関する事務であって規則で定めるものを削除する。

→【別表第1・別表第2 関係】

4 条例施行日

公布の日から施行する。